

報告第5号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

平成23年8月30日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第5号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成23年6月30日

三田市長 竹内英昭

（専決処分すべき事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 2 2 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和 3 9 年三田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで」を「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで」に、「、第 2 7 項、第 2 9 項又は第 3 1 項から第 3 3 項まで」を「又は第 2 8 項」に改める。

付則第 1 6 項中「第 9 項、第 2 3 項、第 2 6 項、第 3 0 項、第 3 1 項、第 3 3 項から第 3 6 項まで、第 3 8 項、第 4 0 項、第 4 1 項、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」を「第 6 項、第 1 6 項、第 2 2 項から第 3 0 項まで、第 3 2 項、第 3 5 項若しくは第 3 7 項」に、「第 3 1 項から第 3 3 項まで」を「第 2 8 項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 2 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 9 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第 1 6 項の規定の適用については、同項中「、第 3 5 項若しくは第 3 7 項」とあるのは、「若しくは第 3 5 項」とする。